

法令等遵守(コンプライアンス)の態勢

北星しんきんのコンプライアンス態勢

金融システム改革(日本版ビッグバン)が進展し一層の規制緩和がすすむ中で、金融商品・サービスは高度化・多様化しており、金融機関同士はもとより異業種も巻き込んだ内外の企業間での厳しい生き残り競争が激化しております。私たち信用金庫人としてどのようにしてお客様から信頼され、満足してお取引いただくのか、重要な課題と考えています。

社会的規範の確立

我々信用金庫は、社会的責任と公共的使命を十分自覚して日々の業務に精励してまいりました。

しかし、過去において金融機関に係わる社会的規範を逸脱した行為が発生し、その信頼性が揺らぎかねない状況に陥ったことから、改めて金融機関の社会的責任と法令等遵守(コンプライアンス)の徹底が重視されてきております。

企業倫理の確立

信用金庫は協同組織金融機関として、信用金庫法をはじめ各種法令等の適用を受け、お取引先の皆様の金融の円滑化を通じて、地域社会の繁栄に貢献することが理念であります。

地域において更に信頼を高めるため、各種法令や社会的規範を遵守することは当然の責務であり、社会的批判を受けることのないよう努めていかなければなりません。

当金庫も、コンプライアンスの徹底を金庫経営の重要課題の一つとして位置づけし、積極的に議論を重ねながら、企業倫理の確立に取り組んでまいりました。

具体的には、「北星信用金庫行動綱領・役職員の行動指針」、「コンプライアンス規程」の制定や、役職員が最低限守っていかねばならないことを事例集としてまとめた「コンプライアンス・マニュアル」の作成により倫理的規範・行動指針の明確化を図るための取り組みを行っております。

コンプライアンス態勢の確立

当金庫では、コンプライアンス精神の醸成及びコンプライアンス態勢の確立のために、コンプライアンス委員会を設置しております。統括部署を明確化する一方、コンプライアンス規程等関連規程の整備など、総合的な管理体制の整備に努めております。

今後も、経営陣自らが高い企業倫理と遵法精神に則り経営にあたり、あらゆる機会を通じて、その精神を全役職員に徹底してまいります。

コンプライアンス(法令等遵守)とは

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネーローンダリングの防止など、遵守すべき法律やルールが数多く存在します。信用金庫の職員は、社会的規範を逸脱するような営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

「コンプライアンス」とは、企業倫理の再構築及びこうした法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範を全うすることをいいます。